

郡山市産米消費拡大PR業務委託

仕様書

1 業務目的

本業務は、米の消費拡大及び食料自給率の改善を図り、県内一の水稲生産量を誇る米どころ郡山の持続可能な農業振興に寄与するとともに、令和4年12月1日に公布された「郡山市産米の消費拡大の推進に関する条例」において定めた『こおりやま「お米の日」』を広く市民に周知することを目的とする。

2 業務内容

以下の内容について、受注者は次の業務を実施するものとする。

なお、全ての項目において、本業務の目的を踏まえ、企画提案すること。

(1) イベントの企画及び実施

『こおりやま「お米の日」』または新米の販売時期(10月～12月)に本市産米(市産米を活用した6次化商品を含む)のブランド力向上又は消費拡大を図るイベントを、企画及び実施すること。

なお、企画及び実施に当たっては以下の内容を踏まえ提案することとし、提案を基に本市と協議の上決定することとする。

ア イベントは、主催イベントに限らないものとするが、費用対効果が高いイベントを選定すること。

イ イベント出展料及びその他必要な消耗品等の購入費についても費用に含めること。

ウ 実施回数及び場所

実施回数は2回以上とし、場所は、市内にて1回以上、首都圏にて1回以上とすること。

エ 内容

(ア) PRする商品は、精米に限らず市産米を活用した6次化商品なども盛り込んだ内容とすること。なお、あさか舞、ASAKAMAI 887、ASAKAMAI 2.0については、どのような特徴を持った米なのかを説明した映像やPOPを作成するなど、多くの消費者に本市産米の魅力を発信する内容とすること。

(イ) 市内で開催するイベントにおいては、『こおりやま「お米の日」』公式SNS(※)のフォロワー増加につながる内容を提案すること。

(ウ) 必要に応じて、試食の機会を設けるなど、本市産米の美味しさが伝わる内容とすること。

(エ) 当日、本市産米、本市産米を使用した 6 次化商品の購入者を対象としたプレゼントキャンペーンを実施すること。なお、景品については提案すること。

オ 実施時における手続き

実施に当たっては、警察、消防、保健所等の関係機関と連絡調整を図り、必要な許認可関係の手続きは、受注者の責任をもって遺漏なく行うこと。

カ その他

提案するイベント以外のイベント開催についても、提案の上限額の範囲内で追加提案することを可能とする。

※公式Instagram (https://www.instagram.com/komedokoro_koriyama/)

公式フェイスブック (<https://www.facebook.com/komedokorokoriyama>)

(2) 郡山市産米を活用した 6 次化商品開発

本市産米の需要創出及び精米以外での利用拡大を図ることを目的に本市内の学生や小売店・飲食店等と連携し、市産米を活用した 6 次化商品を開発すること。

ア 開発数 2 品以上（うち 1 品は米粉を活用した商品とすること。）

イ 内容

(ア) 以下の想定するスケジュールを参考に、具体的なスケジュール及び企画内容を提案すること。なお、実際のスケジュール等は受注者の提案をもとに、契約締結後、本市と協議の上決定すること。

6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
キックオフミーティング	新商品アイデア出し	試作品開発	試作品開発	試作品開発
11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
試食会実施	商品改良	試食会実施	パッケージイメージ検討	販売計画策定

(イ) 開発商品は、常温保管可能なものに限らず、冷蔵品、冷凍品の提案も可能とする。

(ウ) 試食会は、今後の販売も見越し、販売側の意見も汲み取ることができる内容とすること。

(エ) パッケージイメージ及び販売計画を含め、令和 8 年度の販売及び令和 9 年度の販路拡大に向けた方針を示すこと。なお、販売に向けては保健所等関係機関と適宜相談し進めること。

(3) 各種アンケート調査

出展予定のイベント等にて米を活用した 6 次化商品に関するアンケート調査を実施

すること。なお、設問数、内容については、受注者の提案をもとに、契約締結後、本市と協議の上決定することとする。

(4) SNS を活用した情報発信

本市が運営している『こおりやま「お米の日」』公式SNSを活用し、必要に応じ情報発信を図ること。なお、手法等については提案すること。

3 企画提案業務

上記4のほか、本業務に価値を付加するもの等、提案上限価格の範囲内で本業務の目的に沿う実施可能な企画を提案することを可能とする。

4 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 提出書類

受注者は委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を本市の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 委託業務着手届（紙媒体）
- (2) 委託業務完了届（紙媒体）
- (3) 実績報告書（紙媒体及び電子媒体）
- (4) その他本市が必要と認める書類

6 施行場所

本市が指定する場所

7 担当課

郡山市農商工部園芸畜産振興課

8 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 業務全体を管理・統括する業務責任者を置くこと。本市との連絡は原則として、この業務責任者を通して行うものとする。
- (2) 本業務に関する打合せ協議を必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受注者の負担とする。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、または本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- (4) 本業務において受注者が取り扱う個人情報については、本市の保有する個人情報と

して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年郡山市条例第 31 号）等の適用を受けることに留意し、その適切な管理のために、必要な措置を講じること。

（5）受注者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（6）受注者は、本業務の履行に当たり、受注者の行為が原因でその他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

（7）本業務は、福島県地域創生総合支援事業補助金を活用していることから、印刷物を制作する場合は、使用する際に分かる位置に「地域創生総合支援事業（サポート事業）補助金活用事業」と記載すること。

9 協議

本仕様書に定めのないものについては、双方協議の上決定する。